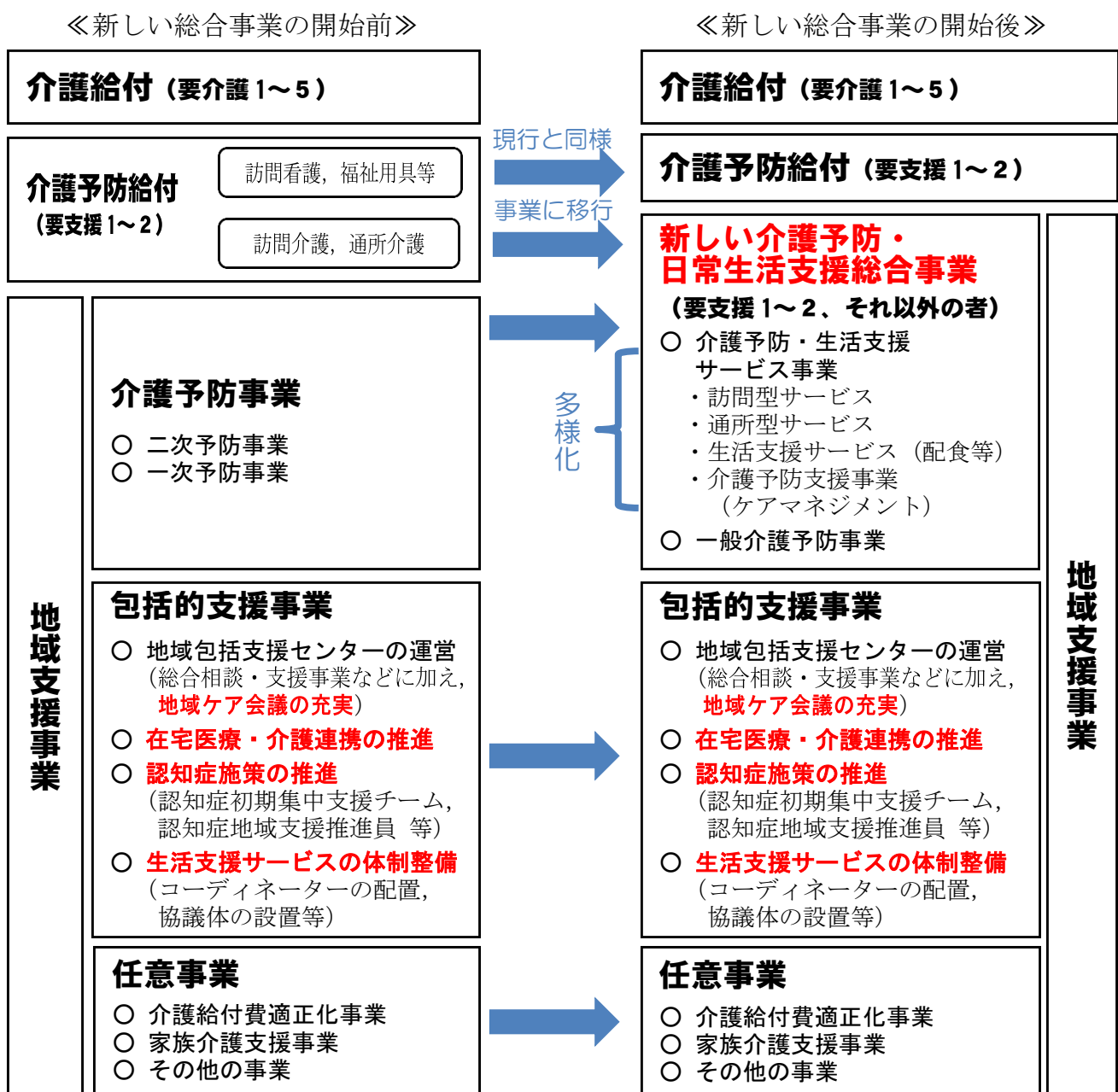


## ■ 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

第6期計画では、介護予防給付の訪問介護と通所介護の移行に合わせ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を実施するほか、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。

### 地域支援事業の全体像



## 1 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業

新しい総合事業開始前の地域支援事業は、第5期介護保険事業計画と同じく介護予防事業、包括的支援事業および任意事業で構成しています。

また、地域包括ケア推進に向けて新たに包括的支援事業に位置付けられた認知症施策の推進や在宅医療・介護連携等の取組みについて、実施可能なものから順次取組みを進めます。

### (1) 介護予防事業

介護予防事業は、二次予防事業および一次予防事業で構成されますが、平成29年度の新しい総合事業の実施を見据え、事業対象者が限定的である二次予防事業を縮小するほか、すべての高齢者およびその支援のための活動に関わる者を対象とした一次予防事業を拡充し、新しい総合事業へのスムーズな移行を図ります。

#### ア 二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）に対し、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」を行う通所型介護予防事業のほか、保健師等が居宅を訪問する訪問型介護予防事業を実施しています。

#### ○ 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者のうち、運動器の機能や口腔機能の向上のほか栄養状況の改善が必要と判断された高齢者について、それらを改善するためのプログラムを実施しています。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	186人	184人	303人	303人	

#### ○ 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者のうち、認知症、うつ、閉じこもりなどのおそれがある方や通所による事業の利用が困難な方に対し、保健師等の訪問による相談・指導を行っています。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	0人	1人	8人	8人	8人

○ **二次予防事業評価事業**

介護保険事業計画で定める目標値の検証を通じて、事業効果、実施量等の事業評価を行います。

イ **一次予防事業**

介護予防に関する知識の普及啓発のため、すべての高齢者を対象として、講演会や健康教育、健康相談等を実施するほか、地域で積極的に介護予防に取り組む地域組織や人材の育成と支援を行います。

○ **介護予防普及啓発事業**

・ **一般介護予防普及啓発事業**

介護予防事業の目的や必要性などについての理解を深めるために、介護予防教室や健康教育・健康相談等を実施しています。

介護予防の必要性等を広く周知するため、地域や関係団体と連携して、介護予防教室や健康教育・健康相談等を身近な場所で行うほか、パンフレットの配布など、介護予防に関する知識の普及・啓発を推進します。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護予防教室実施回数	40回	40回	40回	156回	156回
参加人数	672人	814人	1,000人	3,960人	3,960人

・ **認知症介護予防普及啓発事業**

市民を対象とした講演会や健康教育などの開催について関係機関・団体等と連携を図り、認知症の予防、早期発見、介護など、認知症全般について、理解や知識の普及啓発を進めます。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症に関する健康教育	13回 389人	5回 280人	10回 750人	10回 750人	10回 750人

○ **地域介護予防活動支援事業**

・ **一般地域住民グループ支援事業**

介護予防の自主グループやボランティアが参加する地域活動を支援します。

地域において積極的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の関係団体等との連携を強化するほか、自主グループやボランティア等の地域活動組織の育成と活動への支援を継続的に進めます。

- ・ **認知症地域住民グループ支援事業**

地域において自主的に認知症予防教室を開催し、自らの脳機能を刺激して、認知症の発症を予防、遅延させる活動に取り組んでいるグループの活動を維持・活性化させるための支援を継続的に進めます。

- ・ **介護支援ボランティアポイント事業**

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

- ・ **生活管理指導員派遣事業**

要介護認定で非該当と判定された方で、日常生活を営むうえで継続的な支援を必要とする、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、生活管理指導員を派遣し、食事・食材の確保や健康管理・栄養管理に関する助言などを行っています。

家事に対する支援・指導を通じ、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用の促進を図ります。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣実人数	84回	58回	62回	65回	65回	65回
派遣延べ人数	696回	614回	607回	660回	660回	660回

- ・ **生活管理指導短期宿泊事業**

要介護認定で非該当と判定された方で、日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に対し、短期入所生活介護施設等において一定期間、体調の調整や生活習慣などの指導を行っています。

サービスの利用を進め、在宅生活の継続を支援するとともに、心身の状態の悪化を防ぎます。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度
延利用日数	59回	36回	38回	38回	38回	38回
送迎	1回	2回	2回	2回	2回	2回

- ・ **一次予防事業施策評価事業**

各種事業の効果等について評価し、その結果に基づき事業の改善を図ることで、より効果的なサービスの提供につなげます。

(2) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターが中心となり、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的かつ継続的に支援するもので、具体的な事業として次の取組みを実施しています。

ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者把握事業等を通じて把握した二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

二次予防事業対象者のうち、通所型・訪問型介護予防事業へ参加する方について、課題分析の結果や対象者の希望に基づき、支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成します。

項目	実績		見込	計画
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護予防ケアプラン作成件数	186件	214回	303回	303回

イ 総合相談・支援事業

地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行っています。

地域の高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図るほか、戸別訪問や総合相談により地域の高齢者が、どのような支援を必要としているか幅広く把握するとともに、関係機関や適切なサービス利用につなげるなど、高齢者の暮らしのなかで起こりうる幅広い生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークの構築を進めます。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実態把握の実施件数 (相談台帳作成)	9,852件	9,804件	10,017件	10,254件	10,425件	10,534件
基本チェックリスト 実施件数	3,412件	1,636件				

## ウ 権利擁護事業

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から必要な支援を行っています。

地域におけるネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、被虐待者および虐待者に必要な支援を行うほか、判断能力の低下した方などへ成年後見制度の利用支援、消費者被害を受けるおそれがある方への支援や、さまざまな状況から発生する困難事例について、関係機関と連携を図り対応します。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における包括的・継続的なケアの実施のため、ケアマネジャーと保健・医療・福祉サービスやボランティア活動などのインフォーマルサービスとの連携・協働体制の構築に努めます。

ケアマネジャーの資質向上のため、ケアプラン作成指導、事例検討会の実施、支援困難事例に対する具体的支援方法の検討や指導・助言などの支援を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ケアプラン指導研修の実施件数	28回	28回	27回	18回	18回	18回

## ■ 地域包括ケア推進に向けて新たに包括的支援事業として取組む事業

実施にあたっては、関係機関等と協議のうえ、実施可能なものから順次取組みを開始します。

### オ 認知症総合推進支援事業

- ・ 認知症初期集中支援チームの設置
- ・ 認知症地域支援推進員の配置
- ・ 認知症ケア向上推進事業

### カ 在宅医療・介護連携推進事業

- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ・ 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営
- ・ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ・ 在宅医療・介護関係者の研修
- ・ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

### キ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業

- ・ 生活支援コーディネーターおよび協議体の設置



### (3) 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを実施します。

#### ア 介護給付等費用適正化事業

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し，介護給付の適正化を進めています。

#### イ 家族介護支援事業

##### ○ 家族介護支援事業

認知症に関する正しい知識をもつ認知症サポーターを養成するための「認知症サポーター養成講座」を開催し，認知症の方や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また，地域包括支援センターが，要介護者を現に介護する方へ介護方法の指導等の支援を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サポーター養成講座	21回 653人	22回 612人	25回 800人	25回 800人	25回 800人	25回 800人
家族介護教室の開催	12回	11回	12回	12回	12回	12回

##### ○ 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族介護者相互の交流を通じて，より適切な介護方法を学ぶとともに，精神的な不安の解消を図ります。

参加者数の増加が見込めない状態が続いていますが，介護者が精神的な不安を解消し安心して介護を行うことが，要介護者の在宅生活の継続につながることから，より参加しやすい日帰り交流を主とするなど，事業のさらなる改善に努め，参加の促進を図りながら引き続き事業を実施します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日帰り交流事業参加者数	18人	19人	38人	100人	100人	100人
宿泊交流事業参加者数	24人	21人				

○ 介護マーク配付事業

認知症の人の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる「介護マーク」を作成し、周知および配付することにより、介護者を暖かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

○ 家族介護支援員

介護者からの相談に対し技術的な助言ができる専門職を配置し、高齢者や認知症の方を在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、訪問や電話により介護の悩みや心配事などの相談に応じます。

○ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を抱え、介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、慰労金として、年額10万円を支給しています。

介護家族の身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、引き続き事業を実施します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	6件	5件	5件	5件	5件	5件

○ 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

要介護4または要介護5の認定を受けた人を在宅で介護している家族に対して利用券を交付し、紙おむつの購入に要する費用負担の軽減を図っています。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付認定者数	2,192人	2,210人	2,246人	2,367人	2,421人	2,490人

ウ その他事業

○ 成年後見制度利用支援事業

認知症等の高齢者の生活や権利、財産等を守り、本人の希望に添った支援を提供するため、成年後見制度利用支援事業の周知・啓発に努め、関係機関等との連携による相談支援の拡充を図り、制度の利用を促進します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市長申立件数	4件	1件	3件	6件	11件	16件
申立費用助成件数	0件	0件	2件	3件	8件	13件
報酬助成件数	1件	2件	6件	12件	17件	22件



○ 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要支援・要介護者に対し、地域包括支援センターが相談や助言、連絡調整等を行うほか、住宅改修の申請に係る理由書を作成するなどの支援を行い、個々の利用者に適したサービスの促進を図ります。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修支援件数	215件	249件	233件	250件	268件	288件

○ 地域自立生活支援事業

・ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮してバリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに、生活援助員を配置して居住者に対する生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

・ 食の自立支援事業（配食サービス）

ひとり暮らしの高齢者等に定期的に食事を提供するとともに利用者の安否確認を行います。利用にあたっては、訪問介護等の利用や調整も含め検討します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用人数	53,853人	41,976人	33,137人	33,137人	33,137人	33,137人

・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域包括支援センターが、地域の高齢者等を対象に、介護予防に対する意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進を図るため、健康づくり教室等を開催し、健康づくりに関する活動の体験者知識の普及を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	230回	201回	192回	192回	264回	276回
フォロー実施回数	131回	229回	262回	-回	-回	-回

○ その他

・ 保健福祉サービス等の利用調整

地域包括支援センターが、高齢者等が保健福祉サービス等の利用申請手続きについて支援が必要な場合は、要介護認定等の申請のほか、各種利用申請に係る代行申請を行うほか、利用者の立場に立って保健福祉サービス等の利用調整を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス利用調整件数	2,627件	2,278件	2,556件	2,730件	2,916件	3,114件

・ 地域包括ケア推進事業

地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援等に関するサービスが包括的・継続的に提供される地域包括ケア体制づくりを推進します。

地域包括支援センターが地域の関係機関を招集して「地域ケア会議」を開催し、解決すべき地域課題の把握や課題解決に向けた協議などを行います。

【地域ケア会議の開催状況】

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア会議	90回	112回	85回	79回	75回	78回
地域課題発見機能	90回	51回	27回	25回	52回	54回
個別課題解決機能	-	61回	58回	54回	23回	24回

・ 要援護高齢者等対策事業

高齢者虐待防止の普及啓発および早期発見や適切な支援を行うための体制構築のため、関係機関との連携強化を図るほか、「函館市高齢者見守りネットワーク事業」の推進について関係機関との連携を図り、高齢者の「孤立」を防ぐ体制の構築に努めます。

司法などの専門家や医療・介護関係、警察等の代表者によって構成される「函館市要援護高齢者対策ネットワーク協議会」を定期的に開催し、情報交換や連携のあり方および役割分担等について協議します。

## 2 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業

### (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護と通所介護を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。

要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

なお、事業の実施にあたっては、訪問・通所介護事業者に加え、NPOやボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組み等のための準備期間を設け、平成29年4月までに実施します。

### (2) 包括的支援事業

新しい総合事業開始前の包括的支援事業を継続します。

### (3) 任意事業

基本的には、新しい総合事業開始前の任意事業を継続しますが、新しい総合事業開始に向けた検討状況を踏まえ、必要に応じて事業の見直しについても検討を行います。